

屋 根 概 説

(二)

藤 田 元 春

四、方 形 造

方形造とは正方形のプランの上に立つ屋根で其全體が四角錐になる、これは主に佛閣に用ゐらる、京都府宇治郡醍醐村日野法界寺本堂とか福島縣石城郡内郷村の阿彌堂などがそれである、前者は檜皮葺で後者は茅葺である、京都の金閣、銀閣等も其の上屋はやはり方形で前者は少しそりやね氣味のカーブがある、何れも柿葺で優美な室町時代建築の精華であるが、何にしてもこの風の屋根をもつ民家は無い、宇治町宇白川の山中に白山神社拜殿がある、三間三面の堂で屋根は茅葺の四角錐であるが、棟は方形造のやうに頂上に四角な寶珠露盤がなくて、民家の鯉木風のものが三つのせてある故に四阿ともいへる、蓋し方形と四阿との中間に位するものであらう。猶この類は京都府船井郡高原村下山の大福光寺の本堂にもある、五間五面の直方形のプランの上に立つて、頂上露盤のかはりに同じく茅葺の針目覆がのつてゐる、之を要するに方形は、神社佛閣もしくは亭の類に於て稀に見るもので、實はこのつぎの四阿の變體である。

寄棟造とも四阿、四注又はあづまやともいふ、方形が正方形の上に立つのに、これは方形又は矩形のプランの上に立つて棟が方形のごとくに一點に集中しないで長い一の大棟と、短い四つの隅棟とが出来る場合である、このことを朱子文集には

殿五間、五面、中三間爲二棟、横指東西、自此處分爲四棟即指四隅四阿也

とある、即大棟三間が東西に引かれ、其左右の兩端から分れて隅へ隅棟が四方へ下るから四阿四注となる、漢土では周代の明堂なるものを四阿重屋といつて餘程重い建築であり、現に北京紫禁城内の正殿たる保和殿はその形である、我國でも四阿は宮殿である、家屋雜考に

四阿、和名抄に唐令をひきて、宮殿皆四阿和名阿豆萬夜と見ゆ、阿は簷の事にて、四隅へ角木を亘し、搏風を入れず、檜皮をふき卸にしたる形也、之を東屋造といふ、然るに古代は内裏の諸殿をはじめ、高貴の家々皆此家造なれば此屋をさして宮殿造とも又は御所造などともいへり、舊説にこはもと東國の屋作を移されたる故の名にて、即ち東屋の義也といへども信じがたし。

とある、太平記の劔の巻にも、夫より渡邊黨の屋作には破風をたてず四阿造りにするとかやとあるが源氏の武士の東國に住むものが皆この家造にしたとしてもそれがこの東屋の起原でもなければ勿論東國に限つた風でないことは明である。即ち家屋雜考の寢殿全圖によれば、正面の主殿のみは四

阿である、催馬樂にも

あつまやのまやのあまりの雨そゝぎ我立ちぬれぬ其戸開かせ

源氏紅葉賀に

人妻はあな煩はしあつまやのまやのあまりもなれしこそ思ふ

なごゝあつて、あづまやのまやと疊語に用ひて歌う程の古い語である、必しも東國の風でない。奈良朝時代の古建築で有名な大寺は本堂がすべてこの四阿である、天平寶字三年唐僧鑑眞の創立した天平時代最大の伽藍である唐招提寺の金堂、さては大和當麻寺の金堂、京都太秦の廣隆寺講堂の如きすべてこれである、下つて京都宇治平等院の觀音堂、奈良市極樂院、法蓮の不退寺本堂、秋篠寺の本堂、何れも特別保護の建造物たる天平時代の古建造物に其例が多く、皆本瓦葺の四阿である。

茅葺の四阿も亦其類が多い。長野縣更科郡上山田村智識寺本堂をはじめ、山形縣東田川郡手向村黃金堂は共に鎌倉時代のものであるが四注の茅葺であり、栃木縣芳賀郡益子町下大羽阿彌陀寺本堂も室町時代に出來た茅葺のそれである、福島縣河沼郡勝常村藥師堂も同時代のそれだ、東國には茅葺の四阿で鎌倉室町の兩時代にかけて出來たものが多いから、やはり東屋造りは其頃の東國の風らしいが、愛媛縣周桑郡德田村の興隆寺本堂も寶形に近い室町時代の四注の茅葺だから、必しも東國とは限らない。漢代の畫像石孝堂山や汶上縣の畫を見るに四阿の堂が多い蓋し支那では秦漢の頃に四

第八圖



阿の宮殿風のものが多かつたであらう。今日朝鮮の民家の屋根を見るに又この四阿である。附圖第八は京城内の文廟の隣で、予の撮影した鮮民の家で四阿の風である。但し今日のこつてゐる支那や朝鮮の宮殿は必しも四阿でなくて我國の紫宸殿の如く大抵入母屋である、これは後節にのべる、漢唐を通じて格式の重かつた四阿の形が朝鮮の民家に残つてゐるやうに、我國にも民間に此屋根は多い。岡山市附近にはこの形の民家があつて

第九圖

一種の特色ある聚落を形成してゐる、附圖第九はそれである。岡山平原のこの四阿重層は、三石峠を分水界として、東播磨の國に入るにすべて入母屋に變り、三石附近は丁度四阿と入母屋の混合地域で、近畿と中國との人文の違いをしめしてゐるが、

岡山市外西大寺附近

村落民家草葺四阿



四國松山附近にも多くこの四

阿重屋があり、東國へゆくこ

又この四阿單層がふへる、即

ち埼玉縣には四阿が甚だ多く

民家圖集第一輯によれば、北

足立郡、比企郡、入間郡の民

家は皆四阿で附圖第十は比企

郡高坂村の渡邊氏の宅―四阿

で七間に三間半、棟は皮葺で

飾があり、屋上中央に瓦の樓

烟出の切妻がのつてゐる、北

足立郡の小敷谷の河原塚氏の

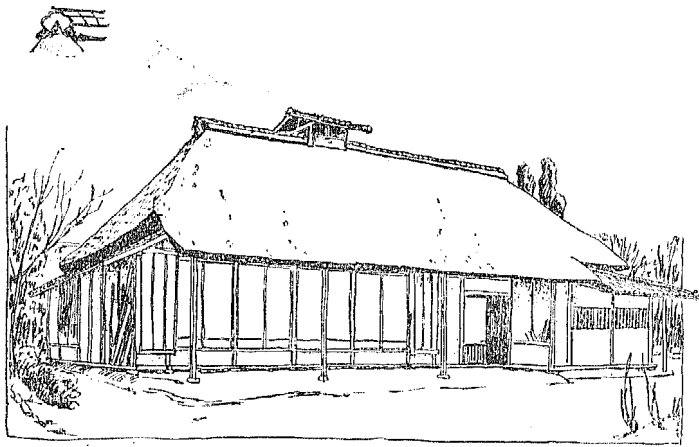
宅も同様四阿で、棟上中央に

樓烟出しがあるが、面白いこ

とに棟上に草が生じてある、

埼玉縣比企郡高坂

渡邊惣三郎氏宅



第十圖

東海道を神奈川縣程ヶ谷に出

ると、汽車からこの草の生し

てある四阿の棟が見え、關西

の人には珍らしく、ハ、アこ

れは東國の屋根だと思はしめ

る、蓋し草を生すことは或は

關東の風かもしれぬが、四阿

なるものは東國に限つたもの

でなく丹波南桑田郡千代川村

附近には往々にしてこれに類

する瓦棟の四阿の屋根があり

近江國を關西線で貴生川まで

ゆくとこの四阿に近い入母屋

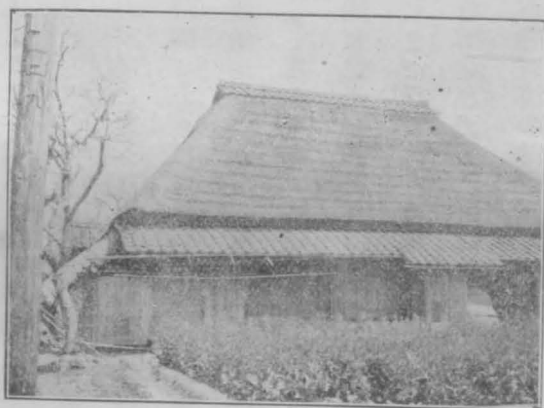
が目につき、それから北方蒲

生郡日野、西大路一帯、日野

川の上流に行くに、この四阿と四阿から變化した入母屋が村落全體を支配してゐる。

抑も四阿は支那から天平頃に輸入されて殿堂の建築に用ひられ、平安朝の寢殿にも用ひられたものであるから、その以後に於て我國の民間に始めてこの形が現はれたとは斷言しかねるけれども東國の四阿といひ、蒲生郡日野附近の四阿といひ、古い時代に歸化した高麗人又は百濟人の居住地と思はれる所にこの形がのこつてゐるといふことは此の際等閑に看過し能はぬ點であると思ふ。

第十圖



滋賀縣蒲生郡日野の四阿

一六)に

辛卯以_二駿河甲斐相模上總下總常陸下野七國高麗人千七百九十九人_一遷_二千武藏國_一置_二高麗郡_一焉、

とあつて高麗郡は明治廿九年以後入間郡に編入されたが埼玉縣の西部一帯に高麗人の子孫が分布し近くは蒲生郡の方面も同様に蕃別の地で日本紀天智天皇八年(西紀六六九)に

續日本紀靈龜二年五月(西紀七

以_二佐平餘自信、佐平鬼室集斯等、男女七百餘人_一遷居_二近江國蒲生郡_一

とある。集斯の墓は現に櫻谷小野にあるが、蒲生郡の北の神崎郡も亦天智天皇四年の條に復百濟の

百姓男女四百餘人を近江國神崎郡に居くゝある所で、餘程古くからこの歸化人の居住地である、勿論移住己前の民もあり、後世の變遷もあつたであらうがこの近江國湖東の丘陵地が、これら大陸の民に開拓されたことは疑ふべからずであるから、自らこの四阿の民家が埼玉縣と同じやうに今日に残つて江州の他の方面の民家と其趣を異にしてゐるではなからうかと思ふ。

高橋健自博士の遺物より見たる上古の家屋に従へば上野多野郡平井村白石下郷から出土した古墳の埴輪に既に四阿重屋の形がある。多野郡といへば多胡碑に有名な新羅人移住の地である、又播磨國飾磨郡水上村白國からも四阿重屋の埴輪が出てゐる、風土記によれば白國は新羅訓で新羅より渡來された新羅訓神社の鎮座地である、して見るとこの埴輪製作の時代を假りに天平よりも餘程古い時代にあつたとしても、其當時既に大陸文化の影響をうくることも濃厚であつた地に新羅人の將來した形の民家もしくは建築物の現存したことを立證するものであつて、つまりこの四阿なるものは其基くところが紀元前一千二百年頃周で明堂などゝいふた重い殿宇の形で、我國へは最初新羅人の手より埼玉又は播磨其他に傳はり、ついで百濟の歸化人の蒲生郡に來たものや高麗人の東國に移つたものなど順次時代の下るに従ひ其の出自の本國の名によつて稱呼はかはつたとしても、つまりはこの秦漢の文化を將來した民族がこの先秦時代の屋根をも併せて持來つてこれを今日に保存してゐるのではなからうか、關野博士の説に従へば、寄棟造は東京を中心として三河信濃越後より以東即ち關

東より東北地方に擴がり又西方は因幡安藝の西部に始まり四國九州に及ぶ、即ち我國に於て最も廣く行はるゝ所の者也（工業大辭書）とある、してみると日本でも朝鮮に於けるやうに尤も廣い分布がある丈け餘程古い形の屋根であつたと考へさすのである、それは大社などの切妻よりは新らしいが大和山城を中心として東は尾張美濃越中、西は出雲安藝に及べる所の入母屋の屋根よりは古いもので、四阿が行渡つた後に入母屋がそれから變化して現はれたと考へねばならぬのである。この點に關しては廣く讀者の報告を煩はして、我國に存する實際の四阿の分布圖を作つた上で改めて詳論を試みて見やうと思ふ。幸に同好の學者の教示を惜むことなきを希ふのである。

附記

予は本論に於て四阿を渡來の秦漢の民の屋根として論じたけれども、實際は我國の原住民は先秦時代即ち我國の有史以前に既に大陸との交渉があつて、朝鮮半島には早くも四阿の屋根があり、我國の中國四國九州邊にも同じ言語を語る民族があつて住居を四阿につくつてゐたのであつて必しも新羅人高麗人など、有史以後の歴史事實に結びつける必要がないのであるかもしれぬ、この點識者の是正を仰ぐ。